

議事概要：和歌山労働局

協議会名称	第2回和歌山県在籍型出向等支援協議会
開催日時	令和4年1月24日(月)15時00分～16時00分
会議形式	オンライン形式

冒頭	開会挨拶
発言者等	
和歌山労働局 職業安定部長	<p>日頃から、労働行政の円滑な運営等について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響は長期化している状況だが、県内の雇用情勢を見ると、令和3年1月以降、有効求人倍率が1倍以上を継続、最新の令和3年11月の有効求人倍率は1.10倍となった。</p> <p>雇用調整助成金の効果もあり、失業率の急上昇という事態も避けられているが、一方で、こうした対応が長期化し、労働力需給の潜在的なミスマッチが拡大している恐れもある。</p> <p>引き続き企業の雇用努力を支えるとともに、人材を実際にワークさせながら雇用を維持する取組を促していくために、在籍型出向の支援が重要な取組となってくると考えている。</p> <p>本日は、第2回目として、取組状況や、事例についてご紹介する。限られた時間ではあるが、活発な意見交換ができればと考えているので、よろしく願います。</p>
決定事項等	特になし

議題1	現下の雇用失業情勢について
発言者等	議題1にかかる発言概要・決定事項等
和歌山労働局 職業安定部訓練室 室長	<p>○資料表紙のグラフ</p> <p>令和3年11月の有効求人倍率(季節調整値)は、1.10倍。</p> <p>有効求人倍率(季節調整値)が、令和2年8月に0.97倍になってから、5か月連続で1倍を下回っていたが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響によるところが大きいと思われる。その後、令和3年1月に1.00倍となり、それ以降11か月連続で1倍以上となっている。</p> <p>令和3年1月からの上昇は、有効求人数(季節調整値)が、徐々にではある</p>

が、前月比で増加傾向にあることと、有効求職者数（季節調整値）が令和2年は前月に比べて増加傾向にあったところ、令和3年1月から6月にかけて減少傾向となったことが要因。

○7ページ

主要な産業別の新規求人数の前年同月比（原数値）のグラフ、特に新型コロナウイルス感染症の影響を受けたのは、製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、サービス業。

これらは、新型コロナウイルス感染症の収束とともに前年同月比において、令和3年3月頃から徐々に増加が見られ、卸売業、小売業も7月頃から徐々に増加の傾向が見られる。

ただし、年明けから、オミクロン型による新型コロナウイルス感染症の感染拡大の可能性が高まっている現状から予断を許さない状況である。

○8ページ

産業別新規求人数の前年同月差（原数値）の表、

昨年より増加した産業は、数値の大きい順で、公務・その他219人増、卸売業、小売業156人増、医療、福祉151人増、宿泊業、飲食サービス業111人。

一方昨年より減少した産業は、数値の大きい順で、教育・学習支援業66人減、複合サービス事業46人減、運輸、郵便業32人減。

増加した産業の理由として、

公務・その他については、いくつかの機関で大口の募集があったが、各職種の雇用期間によって求人の出される時期が変動するため、更新時期がずれている。

卸売業、小売業については、新規オープンする店舗の大口の求人が増加の主要因。

宿泊業、飲食サービス業については、111人増のうち、宿泊業が22人増、飲食店が86人増で、県内の支援策や年末の対応で求人が増えたが、昨年より求人を手控えていた事業所が多く見られたため、前年同月差がプラスになったものとする。

次に減少した産業の理由として、教育、学習支援業は全国展開をしている求人数の大きい事業所の、求人更新時期のずれによるもの。

全体的には11月の新規求人数（季節調整値）は、5,967人で前月比5.9%減少、前年度同月比では、10.9%の増加となっている。ただし、コロナ禍以前の2年前の令和元年11月と比較すると6.6%減少しており、年明けからのオミクロン株による新型コロナウイルス感染症の感染拡大の可能性が高まっている現状から、この影響を受けると考えられ、予断を許さない状況である。

○10、11ページ

新規求職者（原数値）の状況について、総数は前年11月より増加している。なお、2年前の令和元年11月と比較しても増加している。

新規求職者のすべての態様において増加しているが、増加数が多いのは「自己都合」による離職者が1,313人で前年同月から198人増となっており、ま

	<p>た、8月から4ヶ月連続、前年同月比で増加となっている。</p> <p>「在職者」も761人で、129人増となっている。</p> <p>事業主都合の離職者は、334人、6ヶ月連続で前年度同月を減少しているが、11月は増加に転じた。2年前と比較しても増加している。</p> <p>○12ページ</p> <p>正社員の有効求人倍率（原数値）は、昨年11月は、0.74倍で、今年11月は0.87倍であり、まだ1倍には遠い状況にある。</p> <p>○まとめとして、求人数が求職数を上回る状況が続いており、一部に持ち直しの動きが見られるが、新型コロナウイルス感染症の雇用に与える影響を注視しながら、引き続き求職者の就職支援の強化に取組でいきたいと考えている。</p>
<p>決 定 事 項 等</p>	<p>特になし</p>

<p>議 題 2</p>	<p>取組状況等について</p>
<p>発 言 者 等</p>	<p>議題2にかかる発言概要・決定事項等</p>
<p>和歌山労働局 職業安定部訓練室 室長補佐</p>	<p>「資料2-1」</p> <p>和歌山労働局管内における「産業雇用安定助成金」の「計画届」の受理状況について、令和3年2月5日（制度創設以降）～令和3年12月末までの実績は、</p> <p>出向労働者50人、出向元事業所4社、出向先事業所12社である。</p> <p>業種別の出向元事業所では「H運輸業・郵便業」で8割強を占めている。</p> <p>出向先事業所では「E製造業」で21人、次いで「Q複合サービス業」で20人となっている。</p> <p>「資料2-2」</p> <p>全国の受理状況について、～令和3年12月24日までの速報値、</p> <p>全国では出向労働者9,769人、出向元事業所967所、出向先事業所1,612所となっている。</p> <p>業種別の出向元事業所では「H運輸業・郵便業」で4割を占めており、次いで「E製造業」、「M宿泊業、飲食サービス業」、「N生活関連サービス、娯楽業」と続く。</p> <p>出向先事業所では「E製造業」、「H運輸業・郵便業」、「I卸売業、小売業」、「Rサービス業」併せて65%となっている。</p> <p>「資料2-3」</p> <p>雇用調整助成金の和歌山県内の支給決定状況については、</p> <p>令和2年4月以降、概ね月1,000件以上、平均して1,100～1,200件の支給決定が行われている。</p> <p>総支給決定件数約24,000件、総支給決定金額については約210億円となっている。</p> <p>「資料2-4」</p>

	<p>当該リーフレットについて、雇用調整助成金の支給決定時の案内に同封することにより「在籍型出向」並びに「産業雇用安定助成金」制度について周知を図った。</p> <p>令和3年7月27日から取り組み、延べ5,500企業に送付しているが、残念ながら現時点で産業雇用安定センター、和歌山労働局とも相談、連絡等反応が無い状態が続いている。</p> <p>「資料2-5」</p> <p>新たな取組として、12月より具体的な在籍型出向の受け入れを希望している企業の一覧表を同封し、在籍型出向についてより身近に感じてもらえるよう、取り組んでいる。</p> <p>「資料2-6」</p> <p>在籍型出向の普及促進等を目的として、全国で実施した産業雇用安定助成金の計画届を提出している事業所、出向を経験された労働者を対象にしたアンケート並びにヒアリング調査を取りまとめたものの中から一部抜粋し簡易版を作成した。</p> <p>こちらを各ハローワーク事業所部門窓口で、また事業所訪問時に配布するなどにより周知を行ってきた。</p> <p>本調査に関する全体の資料については厚生労働省のHPにて公表しているのでそちらで確認を。</p>
<p>(公財) 産業雇用安定センター和歌山事務所 所長</p>	<p>「資料2-7」</p> <p>全国の出向・移籍の実績の推移について、令和2年度の出向では3,061件であったものが令和3年度は12月末の時点で4,548件と伸びている。</p> <p>在籍型出向支援のプロセスの概要では、社内手続きとして出向対象労働者の同意や就業規則等の出向規定の整備が重要なポイントとなる。</p> <p>在籍型出向の成立状況では、令和2年度の秋から徐々に伸びてきている。</p> <p>在籍型出向に係る情報では受入情報の方が多くなっている。</p> <p>業種間の成立状況は送出側では「運輸・郵便業」次いで「製造業」、「生活関連サービス業、娯楽業」となっている。受入側では「製造業」、「サービス業」、三番目に「卸売・小売業」となっている。</p> <p>具体例として、受入企業で製造業が多く、コールセンターなど。送出企業では、鉄道業を載せている。送り出しの事例4については和歌山県の案件である、ただし急であったので産業雇用安定助成金は活用していない。</p> <p>「マンガでわかる！在籍型出向」ではQ&Aや在籍型出向の流れ、出向事例、給与や雇用保険料・社会保険料の取扱い等を紹介している。</p> <p>和歌山事務所の実績では、これまで送出6名、受入6名のマッチングのお手伝いをしてきた。和歌山事務所としては送出側の企業情報が少なくマッチングが進みにくい状況である。受入側では問い合わせが多くなってきている。そういう意味では産業雇用安定助成金が出向を検討するきっかけになってきていると感じる。また、人材育成の手段として在籍型出向についての問い合わせも増えてきている。</p>

	<p>和歌山事務所の取組としては、チラシを作成し訪問先で活用。経営者協会の協力により当会求人情報にチラシを掲載。他、商工会連合会や中小企業団体中央会の会合、社会保険労務士会の研修会、ロータリークラブの例会での説明を行った。さらに商工会議所の部会での説明を予定している。</p> <p>送出側の情報が少ないのでスタッフが在籍型出向の説明も含めて管内を回っている。</p>
決定事項等	特になし

議題 3	出向事例等について
発言者等	議題3にかかる発言概要・決定事項等
和歌山労働局 職業安定部訓練室 室長補佐	<p>「資料3」</p> <p>本調査については、和歌山労働局も含め、全国で令和3年8月に出向元事業所、出向先事業所、出向を経験された労働者に対し実施した。</p> <p>在籍型出向に対する評価の点について、企業、労働者ともに、おおむね高い評価となっている。出向元企業では95%の企業に評価され、評価する理由は「労働意欲の維持・向上」、「能力開発効果」をあげている。出向先企業では98%の企業に評価され、理由については「自社従業員の業務負担軽減」、「即戦力の確保」をあげている。出向労働者についても94%の方から評価され、理由として「能力開発・キャリアアップ」や「雇用の維持」をあげている。</p> <p>一方、少数ではあるが「評価しない」との回答もあり、</p> <p>出向元では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出向契約までの負担が大きい ・ 出向労働者の精神面のケアが負担となる <p>出向先でも、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出向契約までの負担 ・ 出向労働者への教育訓練の負担 <p>労働者については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場環境の変化等による精神的負担 <p>があげられている。</p> <p>雇用調整助成金の利用状況について、</p> <p>出向元事業所の約8割は、雇用調整助成金を受給しており、「休業」と「在籍型出向」を併用し、雇用維持を図っている状態であり、雇用維持の選択肢の一つとして、在籍型出向に取り組む事業主の広がりがみられる。</p> <p>在籍型出向の今後の利用見込みについては、</p> <p>「引き続き利用したい」が、出向元で49%、出向先で59%となっている。</p> <p>理由については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業雇用安定助成金による支援

・人件費等の抑制

他、

・出向労働者のキャリアアップ・能力開発

・企業間の関係性の保持

と続く。

自由記載欄から意見、要望について、

出向元企業からは、

・産業雇用安定助成金の支援により、話しがまとまりやすい。

・人材のキャリアアップのためにとっても良い制度だと思う。

・他社での業務経験により知識やスキルの向上、組織の活性化につながる。

といった意見の一方、

・手続き、書類が煩雑かと思う。

といった意見もある。

出向先企業からは、

・人手不足を補うかのように勤務に入ってもらえた。

・国の助成があり、受入先としては大変ありがたい、産業雇用安定センターには仲介や契約書の書き方の支援など大変助かった。

・コロナ禍に関係なく、様々な業界、会社の業務に携われることは経験値が上がる。

・支援制度があり、出向をしやすい、受入れやすい等の利点がある。

こちらも、助成金申請の際の提出書類が多いと感じた。

との意見があがっている。

実際に出向された労働者からは、

・もっと多くの企業がこの制度を知ってもらいたいかなと思いました。

・出向で仕事を続けられてよかった、元の事業所の状態がよくなれば、また頑張りたい。

・職場環境の違いによる精神的負担のケアをしてほしい。

・出向元とは違う業務を経験することにより視野が広がり自信がつく。

といった意見があった。

「資料2-6」に戻る

ヒアリング調査を実施した31の好事例から3点ピックアップし、配布用に取りまとめた。

事例1については、「従業員に多様なスキルが身につき、モチベーション維持になった」

事例2は、「出向終了後も、両会社間で人材交流など事業連携に発展」

事例3は、「社労士さんからの紹介で産業雇用安定センターに登録、相談からマッチングに至った」

との活用事例をまとめた。

事例1のみ紹介する。

出向元、出向先とも金沢市の企業で、

	<p>マッチングについては（左下）、社長同士が知人、また共通の知人である顧問社労士の仲介によるところで、契約内容の調整、契約書の作成等行った。</p> <p>従業員に対し、働かずにお金をもらっている状態が果たして本当に良いのか、このまま雇用調整助成金をもらいつづけて、モチベーションが保てるのか、等の話をされた。</p> <p>在籍型出向を活用して良かったこととして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他社を知ることによって、自社の良さを知る良い機会になっている。 ・すでに従業員からのフィードバックがあり、労働者本人のモチベーション維持にもなっているようである。 <p>と感じている。</p> <p>出向先企業では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員の人手不足が解消され、自社従業員の業務負担を軽減できた。 ・他社の従業員を受け入れることで、よりビジネスライクな職場に変化した。 <p>出向労働者へのインタビューでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出向元の会社に在籍しているという安心感がある中で、新しい仕事を経験できることは良いことだと思う。 <p>といった、内容を紹介している。</p>
<p>決定事項等</p>	<p>特になし</p>

<p>議 題 4</p>	<p>産業雇用安定助成金の改正等について</p>
<p>発 言 者 等</p>	<p>議題4にかかる発言概要・決定事項等</p>
<p>和歌山労働局 職業安定部訓練室 室長補佐</p>	<p>「資料4-1」</p> <p>従来は、独立性が認められない事業主間、いわゆるグループ企業間での出向は、産業雇用安定助成金の対象外であったが、8月の制度改正により、グループ企業間での在籍型出向も助成金の対象となった。ただし、助成率が通常と違いがあると同時に、出向初期経費助成は適用されない。</p> <p>「資料4-2」</p> <p>雇用調整助成金の特例措置等の延長に関して、</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年12月31日を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたが、この特例措置を本年3月31日まで延長することとなった。</p> <p>ただし、本年1月より助成率、1人1日あたりの上限額が段階的に縮小される。</p> <p>「資料4-3」</p> <p>対比の表を作成、雇用調整助成金について、業況特例、地域特例に該当しない場合、本年1月より助成額の1日あたりの上限が11,000円に。また、3</p>

	<p>月からは上限が9,000円になる。</p> <p>一方、産業雇用安定助成金については、助成率は雇用調整助成金と同じだが、助成額の1日あたりの上限が12,000円となっている。</p>
決定事項等	特になし

議題 5	今後の取組
発言者等	議題5にかかる発言概要・決定事項等
和歌山労働局 職業安定部訓練室 室長補佐	<p>「資料5」</p> <p>今後の取組について、和歌山県在籍型出向等支援協議会の各構成機関ごとの役割について改めて整理した。</p> <p>左の図については前回示した、和歌山県在籍型出向等支援協議会としての体系図である。</p> <p>おおまかには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で連携して出向マッチングを支援 ・ 出向情報やノウハウの共有 ・ 送出企業や受入企業開拓 <p>今回、具体的に示す各構成機関ごとの主な役割は、</p> <p>和歌山労働局では、協議会事務局として構成機関間の全体調整、制度推進に係る周知、広報。産業雇用安定助成金の支給事務を。</p> <p>和歌山県では、同じく制度推進に係る周知、広報。</p> <p>産業雇用安定センターでは、引き続き出向企業のマッチング、相談。</p> <p>社会保険労務士会においては、産業雇用安定助成金の申請援助、出向企業の労務管理に関する援助を。</p> <p>経済団体、金融機関では、傘下企業、取引企業への制度周知を。特に送出企業の、余剰人員を抱えている企業の、情報収集を。</p> <p>労働組合においては、出向者等からの相談対応を。</p> <p>関係各省庁においては、所掌する各業界に対する制度周知を。</p> <p>お願いしたい。</p> <p>雇用調整助成金の限度額の減少、またコロナ禍の再燃等で出向の需要・出番は必ず出てくると思われる。</p> <p>しばらくは対面での会合等は難しいかもしれないが、制度を周知する機会を設けていただきたい。</p> <p>また、会報等の送付時に在籍型出向に関するリーフレット等を同封していただくなどの取組をお願いしたい。</p> <p>最後に「ハンドブック」並びに在籍型出向に係るリーフレットが更新されたので、添付した。</p>

決定事項等	特になし

議題 6	意見交換
発言者等	議題6にかかる発言概要・決定事項等
和歌山県中小企業団体中央会 専務理事	在籍型出向についての理解が広がった、人材育成の手段として在籍型出向の問い合わせが徐々に出てきている、他にも実際に能力開発に繋がった等示されているが、具体的に人材育成の手段としての在籍型出向の問い合わせとは。具体的にどのような話が上がってきているのか。
(公財) 産業雇用安定センター和歌山事務所 所長	徐々にとりわけ部分はこちらからの働きかけによるところが大きく、検討はしているが実際は進んでいないというのが現状である。
和歌山県中小企業団体中央会 専務理事	和歌山県の場合、送出企業が少ない原因はどのように分析されているのか。
(公財) 産業雇用安定センター和歌山事務所 所長	余剰が少ない、有効求人倍率が高いというのが一つの原因。もう一つ中小零細企業が多く、出向に出せばノウハウを盗まれるのではないかといった点で慎重になっていると感じる。
和歌山県中小企業団体中央会 専務理事	いろいろな事例の中で出向された方の精神的なケアに悩んでいるといった意見があり、「今後の取組」では労働組合にそういった点を対応していただくとされているが、労働組合が無い事業所もあり、ここについてはもう少し幅広いケアといったものが必要であると考えているが如何。
和歌山労働局 職業安定部訓練室 室長補佐	うまくいっているところの事例では、出向元企業の方で手厚くケアをしている。例えば一月単位で面談の機会を設けているところなどは、うまくいっているとアンケート、ヒアリング調査で示されている。さらに必要であれば産業雇用安定センター等でフォローしていく必要があると考える。
日本労働組合総連合会和歌山県連合会 事務局長	われわれも重要であるといった認識である。ただ和歌山県においては実績数が少ない中でこういった対応をしていけばいいのか悩ましいところではある。確かにメンタル部分、精神的な負担を軽減させるといったことは重要で、送出・

	<p>受入企業とのマッチングの時点で一定解消される部分もあり、送り出し時の聞き取り等充実させる必要がある。</p> <p>人材育成を目的とする在籍型出向が果たして手段として良いのか、疑問が残る。企業の中で人を育てていくことが第一義的であり、視野を広げるといった面もあるが人材育成ありきでの在籍型出向は観点が違うと考える。</p>
<p>(公財) 産業雇用安定センター和歌山事務所 所長</p>	<p>信頼関係が確かに大事で、送出側と受入側とで事前に必ず会っていただく等信頼関係の構築を求めている。産業雇用安定センターでは出向期間中の担当者の訪問時に様子を伺いフォローしている。</p> <p>長期間の出向であれば、出向元の管理者が訪問しフォローすることも重要と助言している。実際、従業員の方も満足していると聞いている。</p>
<p>和歌山県商工会連合会 専務理事</p>	<p>寺院の宿坊からカニのシーズンの老舗旅館への出向について、コロナの影響で高野山の状況が非常に厳しいと聞いている。且つては海外の方が非常に多く日本じゃないような光景であったが、今は閑散とした状況が続いている。この出向事例の詳細は。</p>
<p>(公財) 産業雇用安定センター和歌山事務所 所長</p>	<p>2年前位から進めていた案件で、宿泊業全般に言えることだが従来は派遣で補っていた現状がある。コロナ禍において、老舗で勉強しないかと提案したところ1名ではあるがマッチングに至った。まだ出向して間もないところであるので情報収集はできていない状況である。</p>
<p>近畿経済産業局地域経済部地域経済課イノベーション推進室 産業人材企画係長</p>	<p>近畿経済産業局の取組について報告申し上げたい。近畿管内の産業雇用安定センターには、当方の合同企業説明会、各種セミナーに参加している中小企業の方々に出向に関するアンケートを取り、出向の受入ニーズ・送出ニーズのある企業の情報を今年度提供している。実績としては出向ニーズのある企業は1割程度、最近ではほとんど無い状況である。</p> <p>雇用調整助成金の上限額が1月から段階的に縮小され、産業雇用安定助成金の方が多くなるということで再びニーズが増えてくると思われるが12月までの状況ではまだ動きはない。</p>
<p>決 定 事 項 等</p>	<p>特になし</p>

第2回和歌山県在籍型出向等支援協議会 出席者名簿

機関・団体名	職名	備考
〈経済団体〉		
和歌山県経営者協会	専務理事	
和歌山県中小企業団体中央会	専務理事	
和歌山県商工会議所連合会	常任幹事	欠席
和歌山県商工会連合会	専務理事	
一般社団法人和歌山経済同友会	事務局長	
〈労働者団体〉		
日本労働組合総連合会和歌山県連合会	事務局長	
〈金融機関〉		
株式会社紀陽銀行	取締役上席執行役員	欠席
きのくに信用金庫	専務理事	
〈出向支援組織〉		
公益財団法人産業雇用安定センター 和歌山事務所	所長	
〈都道府県社会保険労務士会〉		
和歌山県社会保険労務士会	副会長	
〈地方公共団体〉		
和歌山県商工観光労働部	(代理出席) 労働政策課課長	
〈関係省庁〉		
経済産業省近畿経済産業局地域経済部 地域経済課イノベーション推進室	(代理出席) 産業人材企画係長	
国土交通省近畿地方整備局建政部	建設産業調整官	
国土交通省近畿運輸局交通政策部 交通企画課	(代理出席) 係長	
国土交通省近畿運輸局観光部観光企画課	(代理出席) 係長	
農林水産省近畿農政局和歌山県拠点	総括農政推進官	
厚生労働省和歌山労働局職業安定部	部長	